

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの  
日にと  
り替  
わす  
る)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認 (二件) (地方課)

字の区域の変更 (三件) (〃)

字の区域の変更等 (三件) (〃)

土地改良法による換地処分 (四件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、東郷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置 (平成元年十二月一日現在  
の地番による。)

新たに生じた土地の面積

東郷町大字松崎字新町三五五の二の地先

一九四平方メートル

### 鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、東郷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置 (平成元年十二月一日現在  
の地番による。)

新たに生じた土地の面積

東郷町大字松崎字新町三七〇の一の地先

一、七五四・八二平方メ  
ートル

### 鳥取県告示第二百六十九号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年十二月一日現在の地番による。)

大字松崎字新町

大字松崎字新町の全域  
大字松崎字新町三五五の二の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第二百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年十二月一日現在の地番による。)

大字松崎字新町

大字松崎字新町の全域  
大字松崎字新町三七〇の二の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第二百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する第五十四条第四項の規定による岸本南(小野)地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年十二月六日現在の地番による。)

小野字門畑

小野字門畑七九から八三まで、八七の一の一部、八八の二及びこれらと一体をなす国有地

小野字原田

小野字門田五七の一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七と一体をなす国有地の一部  
小野字門畑のうち七九から八三まで、八七の一の一部、八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
小野字西ノ後九二、九三から九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地  
小野字原田のうち一一二から一一四まで、一一五の一部、一一六の一部、一二四の一部、一二五から一二七まで、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
小野字立岩屋敷山一五四、一五五、一五六の一の一部、一五六の二の一部、一八三の一部

小野字門田	小野字石田一八六の一部、一八七の一部、一八八、一八九の一部、一九〇、一九一の一部、一九二の二の一部、一九二の二の一部、一九三の一部、二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
小野字石田	小野字門田のうち五七の一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七と一体をなす国有地の一部以外の区域 小野字西ノ後九五の一部、九六の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇一の一部、一〇二の二、一〇二から一〇一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 小野字原田一一二から一一四まで、一一五の一部、一一六の一部、一二四の一部、一二五から一二七まで、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字石田のうち一八六から一九〇まで、一九一の二の一部、一九二の二の一部、一九三の一部、一九三の二の一部、二〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
小野字西ノ後	小野字西ノ後二〇〇の二、二〇〇の二、二〇一の二、二〇一の二、二〇二、二〇二、二〇五から二〇七までと一体をなす国有地の一部
小野字立岩屋敷山	小野字立岩屋敷山のうち一五四、一五五、一五六の二の一部、一五六の二の一部、一八三の一部以外の区域 小野字石田一八六の一部、一八七の一部、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

小野字サガリ	小野字サガリのうち二三六の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三三、二三三、二三三、二三六、二三八) 合併、二三九、二四〇、二四四、二四五と一体をなす国有地の一部以外の区域
小野字サコ	小野字サガリ二三六の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三三、二三三、二三三、二三六、二三八) 合併、二三九、二四〇、二四四、二四五と一体をなす国有地の一部 小野字サコの全域

鳥取県告示第二百七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新井地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>大字新井字岩本</p>	<p>大字新井字野本</p>	<p>大字新井字立岩</p>	<p>大字新井字二タ 股番</p>	<p>大字新井字大新 田</p>
<p>同上の区域（平成元年十月三日現在の地番による。）</p>	<p>大字新井字岩本のうち一の一、二から四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字野本のうち五の一、五の二、六、七の一、八、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字立岩のうち一五の二、一六の二、一六の三、一七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字二タ股番のうち一八の六、一八の七、一九から二一まで、二二の二、二二の二、二三から二七まで、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字岩本の一の一、二の一部 大字新井字野本五の一の一部、六の一部、七の一、八、九、一〇の一、一〇の二の一部、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字立岩一五の二、一六の三、一六の三、一七の三及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字二タ股番一八の六、一八の七、一九から二一まで、二二の二、二二の二、二三から二七まで、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字大新田三の一の一部、三二の二、三三から三四まで、三五の一部、三六の一部、三七の一の一部、三八の一の一部、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>地</p>	<p>大字新井字櫻谷口島四六の一の一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字新井字櫻谷四八の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字高畦九三の一から九三の三までの一部、九四の一の一部、九六の一の一部、九六の二の一部、九六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字赤山田九七の一の一部、九七の二、九七の三、九九の一の一部、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一の一部、一〇一の二の一部、一〇三の一の一部、一〇四から一〇六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字前河原一〇七、一〇八、一〇八の一、一〇九の四、一一〇の三、一一〇の四、一一一の一の一部、一一一の二、一一一の三、一一一の四、一一一の五、一一二、一一三の一、一一三の二、一一三の三、一一三の四の一部、一一三の五の一部、一一四の一の一部、一一四の二、一一五の一の一部、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字山根字向松ノ木二〇八の一部、二〇九の一部</p>	<p>大字新井字櫻谷のうち四七、四八、四九の一、四九の二、五〇から五二まで、五四から五七まで、六一、六一の一、六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字坂ノ下 大字新井字高畦</p>	<p>大字新井字坂ノ下のうち六二、六四、六四の一、六四の二、六五、六五の一、六六の一、六六の二、六六次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字新井字岩本二の一部、四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字野本五の一の一部、五の二、六の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字新井字七反 田</p>	<p>原 大字新井字前河</p>
<p>大字新井字高畦九三の一の一部及びこれと一体をなす国 有</p>	<p>大字新井字大新田三一の一の一部、三一の三、三五の一、 三六の一部、三七の一の一部、三七の二、三八の一の一部、 三八の二、三九の一の一部、三九の二、四〇の一、四〇の 二及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字櫻谷口島四一の一、四一の二、四二の一、四二 の二、四三、四四の一から四四の三まで、四五の一、四五 の二、四六の一の一部、四六の二の一部及びこれらと一体 をなす国 有地の一部 大字新井字櫻谷四七、四八の一部、四九の一、四九の二の 一部、五〇から五二まで、五四から五七まで、六一、六一 の一、六一の二及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字坂ノ下六二、六四、六四の一、六四次一、六五、 六五の一、六六の一、六六の二、六六次一及びこれらと一 体をなす国 有地 大字新井字高畦のうち九一の四の一部、九一の六の一部、 九二の一の一部、九二の四の一部、九三の一から九三の三 までの一部、九四の一の一部、九六の一の一部、九六の二 の一部、九六の三及びこれらと一体をなす国 有地以外の区 域 大字新井字赤山田一〇一の一の一部、一〇二の二の一部、 一〇二の二から一〇二の三まで、一〇三の一の一部、一〇 三の二及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字家下一四三と一体をなす国 有地の一部</p> <p>大字新井字前河原のうち一〇七、一〇八、一〇八の一、一 〇九の四、一一〇の三、一一〇の四、一一一の一、一一一 の二、一一一の二、一一一の二、一一二の二、一一三の一、 一一三の二から一一三の五まで、一一四の一、一一四の二、 一一五の一、一一五の二、一一六、一一八、一一八の三及 びこれらと一体をなす国 有地以外の区 域</p>

<p>大字新井字官ノ 前</p>	<p>大字新井字家下</p>
<p>大字新井字高畦九一の四の一部、九一の六の一部、九二の 一の一部、九二の四の一部、九三の一の一部、九三の三の 一部及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字七反田一二四から一三二までの一部、一三六の 一部、一三七の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地並 びに一三八と一体をなす国 有地の一部 大字新井字家下一四一の一部、一四二の一部、一四三、一 四四の一部、一四五から一四八まで及びこれらと一体をな す国 有地の一部</p>	<p>地 大字新井字赤山田九七の一の一部、九八、九九の一の一部 及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字前河原一一一の一の一部、一一三の四の一部、 一一三の五の一部、一一四の一の一部、一一五の一の一部、 一一六、一一八、一一八の三及びこれらと一体をなす国 有 地 大字新井字七反田のうち一二四から一三二までの一部、一 三六の一部、一三七の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地並びに一三八と一体をなす国 有地の一部以外の区 域 大字新井字家下一四一の一部、一四二の一部、一四四の一 部及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字神谷口二五〇の二の一部、二五〇の三の一部、 二五〇の四、二五〇の五の一部及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字宇田二五二次一の一部、二五二の二の一部、二 五二の三の一部、二五三の一の一部、二五四の一部、二五 四の一、二五四の二及びこれらと一体をなす国 有地 大字新井字船山島二六〇の一の一部及びこれと一体をなす 国 有地</p> <p>大字新井字家下のうち一四一から一四八まで及びこれらと 一体をなす国 有地以外の区 域</p>

<p>大字新井字宮ノ前の全域 大字新井字神谷口二四二の一、二四二の二、二五〇の一、二五〇の二の一部、二五〇の三の一部、二五〇の五の一部、二五一の一及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字宇田二五二次一の一部、二五三の一の一部、二五三の二、二五三の三、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字船山島二六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字新井字神谷口 大字新井字神谷口のうち二四二の一、二四二の二、二五〇の一から二五〇の五まで、二五一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字宇田 大字新井字宇田のうち二五二次一、二五二の二の一部、二五二の三の一部、二五二の四、二五三の一から二五三の三まで、二五四、二五四の一、二五四の二、二五六の七、二五七の一、二五七の二、二五七の四、二六二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五二の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字新井字船山島 大字新井字宇田二五二の二の一部、二五二の三の一部、二五二の四、二五六の七、二五七の一、二五七の二、二五七の四、二六二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二五二の一と一体をなす国有地 大字新井字船山島のうち二六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山根字向松ノ木 大字新井字若本二の一部、三、四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字新井字野本五の一の一部、六の一部 大字山根字向松ノ木のうち二〇八の一部、二〇九の一部以外の区域</p>
---	--	---	---	---

廃止する字の名称

大字新井字櫻谷口島、大字新井字赤山田

鳥取県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宇倍野地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。）</p>
<p>大字町屋字石橋</p>	<p>大字町屋字清水尻の全域 大字町屋字石橋九の三の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字庁字若草二の二、三の四、七の一、八の二、九の一、九の四、一〇、一一、一二の一、一二の二、一二、一二の一から一二の四まで、一三、一四及びこれらと一体をなす国有地 大字庁字今木山一五の一の一部、一五の二の一部、一五の</p>

<p>大字町屋字南杭 崎</p>	<p>三、一五の四、一六の一部、一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字町屋字南杭 崎</p>	<p>大字町屋字石橋のうち九の三の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字町屋字南杭崎のうち二九の一の一部、二九の三、三〇の一部、三一の一の一部、三二の二の一部、三一の三、三一の四の一部、三二の一の一部、三三の二、三三の一の一部、三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字庁字今木山一五の一の一部、一五の二の一部、一六の一部、一七の一、一七の二、一八の一部、五七、五八の一から五八の三まで、五九の一から五九の三まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二及びこれらと一体をなす国有地 大字庁字東源寺六三の一の一部、六三の二、六四の一部、六七の一部、六七の二の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字町屋字杭崎</p>	<p>大字町屋字南杭崎二九の一の一部、二九の三、三〇の一部、三一の一の一部、三一の二の一部、三一の三、三一の四の一部、三二の一の一部、三二の二、三三の一の一部、三三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字町屋字杭崎のうち四一の一部、四二の一の一部、四二の二の一部、四二の三、四二の四、四二の五の一部、四三の一から四三の四までの一部、四三の五、四三の六から四三の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字町屋字東源寺四四、四五の一の一部、四五の二の一部、四五の四の一部 大字庁字東源寺六三の一の一部、六四の一部、六五の一部、六六、六七の一部、六七の一、六七の二の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字庁字下東源寺八五の一部、八六の二の一部及びこれら</p>
<p>大字町屋字東源 寺</p>	<p>と一体をなす国有地</p>
<p>大字町屋字三反 田</p>	<p>大字町屋字東源寺四九の一の一部、五〇の一の一部、五一の一部、五一の一の一部、五二の一部、五二の一、五二の三、五二の四、五三の一から五三の四まで、五四の一、五四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字町屋字三反田のうち一〇七の一の一部、一〇七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字庁字東源寺六五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字庁字下東源寺八六の二の一部</p>
<p>大字町屋字大嶋</p>	<p>大字町屋字大嶋のうち二二の一の一部、二二の三の一部、二二三から二二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字町屋字上石倉二二八の五の一部 大字広西字松ノ木二二八の三の一部、二二八の九の一部、一三〇の三の一部、一三一の一から一三一の五まで、一三四の三及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字北水田一四五の三、一四六の三、一四七の三、一四八の二、一四九の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字町屋字松ノ木</p>	<p>大字町屋字松ノ木のうち二一九の一部、一一九の四の一部、一二〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字町屋字大嶋二二一の一部、一二一の三の一部、一二三から一二五までの一部及びこれらと一体をなす国有地        大字町屋字上石倉二二八の一、二二八の五の一部、二二八の七、二一九の一、一三〇の一の一部、一三一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字広西字松ノ木二二八の三の一部、二二八の四、二二八の五、一二八の九の一部、一三〇の三の一部</p>
<p>大字町屋字上石倉</p>	<p>大字町屋字松ノ木二一九の一部、一一九の四の一部、一二〇の三及びこれらと一体をなす国有地        大字町屋字上石倉のうち二二八の一、二二八の五、二二八の七、二一九の一、一三〇の一の一部、一三一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字広西字松ノ木</p>	<p>大字広西字松ノ木のうち二二八の三から二二八の五まで、二二八の九、一三〇の三、一三一の一から一三一の五まで、一三四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字広西字北水田</p>	<p>大字広西字北水田のうち一四五の三、一四六の三、一四七の三、一四八の二、一四九の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字庁字岩草</p>	<p>大字庁字岩草のうち二の二、三の四、七の一、八の二、九の一、九の四、一〇の一、一一の一、一二の一、一二の二、一二の一から一二の四まで、一三、一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字庁字今木山</p>	<p>大字庁字今木山のうち一五の一から一五の四まで、一六、一七の一、一七の二、一八、五七、五八の一から五八の三</p>

<p>大字庁字東源寺</p>	<p>まで、五九の一から五九の三まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字庁字下東源寺</p>	<p>大字庁字東源寺のうち六三の一、六三の二、六四から六七まで、六七の一、六七の二、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字庁字清水尻</p>	<p>大字庁字東源寺六八の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字庁字下東源寺のうち八五の一部、八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

廃止する字の名称  
 大字町屋字清水尻

鳥取県告示第二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による上赤碕地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成元年二月十六日現在の地番による。）
大字赤碕字團子山	大字赤碕字團子山のうち三五二の二、三五三の一、三五四の一、三五四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤碕字團子山南小谷	大字赤碕字團子山三五三の一の一部 大字赤碕字團子山南小谷のうち三六〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字赤碕字溝上谷頭西平三六六の一、三六七の一、三六七の二、三六八、三六九の一の一部、三六九の二の一部、三六九の四の一部、三七〇の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字赤碕字溝上谷頭西平	大字赤碕字團子山三五二の二、三五三の一の一部、三五四の一、三五四の三及びこれらと一体をなす国有地 大字赤碕字團子山南小谷三六〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字赤碕字溝上谷頭西平のうち三六六の一、三六七の一、三六七の二、三六八、三六九の一の一部、三六九の二の一部、三六九の四の一部、三七〇の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤碕字風呂谷詰	大字赤碕字風呂谷詰のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字赤碕字風呂谷中四二二、四二三の一部、四二四の次一、四三〇の一、四三一、四三二の一、四三二の五及びこれらと一体をなす国有地 大字赤碕字江古谷四七四の一の一部、四七四の次一、四七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字松谷字江古谷二八三から二八五までの一部及びこれら
大字赤碕字風呂谷中	と一体をなす国有地並びに二八五と一体をなす国有地
大字赤碕字江古谷	大字赤碕字風呂谷詰四一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一八と一体をなす国有地の一部 大字赤碕字江古谷のうち四七四の一の一部、四七四の次一、四七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字松谷字江古谷	大字松谷字江古谷のうち二八三から二八五までの一部、二八七の一の一部、二八七の三、二八七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八五と一体をなす国有地以外の区域 大字松谷字堤ノ上六五〇の二、六五〇の一四と一体をなす国有地
大字松谷字西峰	大字松谷字西峰のうち二九一の四の一部、二九一の五の一部、二九五の一の一部、二九五の二の一部、二九六の一部及び二九四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字松谷字溝上三〇七の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字松谷字桑ノ木三三四と一体をなす国有地の一部 大字松谷字下大成五九一の一、五九一の二の一部、五九二、五九三の一部
大字松谷字下西峰	大字松谷字江古谷二八七の一の一部、二八七の三、二八七の四の一部 大字松谷字西峰二九一の四の一部、二九一の五の一部及び二九四と一体をなす国有地の一部



<p>大字松谷字溝上 東平</p>	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域 大字松谷字北畑三八四の一の一部、三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字松谷字北畑四一六の一部、四一六の次一の一部、四一七の一部、四二〇の一部、四二一の二の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字松谷字屋敷ノ下五八八の一部、五八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字松谷字大堀 西平</p>	<p>大字松谷字大堀西平のうち四一一の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字北田</p>	<p>大字松谷字堤ノ上三二七の一部 大字松谷字北畑のうち三八四の一の一部、三八五の一部、三八六の一部、三八六の一の一部、三八七の一の一部、三八七の内一、三八七の二から三八七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字松谷字溝上東平三八八の五の一部及び三八八の一と一体をなす国有地の一部 大字松谷字大堀西平四一一の一部 大字松谷字北田のうち四一六の一部、四一六の次一の一部、四一七の一部、四二〇の一部、四二一の二の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字松谷字埋谷四二四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字松谷字野防友四七六、四七七の一から四七七の九まで、四七七の一二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松谷字埋谷</p>	<p>大字松谷字埋谷のうち四二四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

  

<p>大字松谷字野防 友</p>	<p>大字松谷字野防友のうち四七六、四七七の一から四七七の九まで、四七七の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字松谷字中林</p>	<p>大字松谷字中林のうち五七四の一、五七四の二、五七五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字西中 林</p>	<p>大字松谷字西中林のうち五七八の二の一部、五七八の三、五七八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字下大 成</p>	<p>大字松谷字下大成のうち五九一の一、五九一の二、五九二、五九三の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字大成</p>	<p>大字松谷字大成のうち六〇〇、六〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字稲干 場</p>	<p>大字松谷字稲干場のうち二六九、六〇〇の一、六〇一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字松谷字西高 野</p>	<p>大字松谷字西高野のうち六〇六の一五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松谷字船谷 東</p>	<p>大字松谷字中林五七四の一、五七四の二、五七五と一体をなす国有地の一部 大字松谷字大成六〇〇、六〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字松谷字稲干場二六九、六〇〇の一、六〇一の一及びこれらと一体をなす国有地 大字松谷字西高野六〇六の一五と一体をなす国有地の一部 大字松谷字船谷東の全域</p>

<p>大字松谷字船谷</p>	<p>大字松谷字船谷の全域 大字松谷字大西六三三の一部、六三六の二から六三六の四まで、六三六の六の一部、六三六の八、六三六の九、六三七の一部及びこれらと一体をなす国用地</p>
<p>大字松谷字大西</p>	<p>大字松谷字大西のうち六三三の一部、六三六の二から六三六の四まで、六三六の六の一部、六三六の八、六三六の九、六三七の一部及びこれらと一体をなす国用地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字松谷字北畑、大字松谷字柳堤、大字松谷字屋敷ノ下</p>

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る岸本南（小野）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る新井地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る宇倍野地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町土地改良区が行う土地改良事業に係る上赤碕地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次